

開発事業者・工事施行者の皆様へ

令和7年4月1日（予定）から 盛土規制法の適用が始まります！

注意！

令和7年3月31日時点で許可申請中のものや未着手の工事は、
新たに盛土規制法の許可が必要な場合があります。

令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日までに

- ①旧宅地造成等規制法の「宅造許可」を**未取得**の場合
- ②「工作物(擁壁)確認」を受けていても、**工事に未着手**の場合
- ③現在の規制区域**外**で都市計画法の「開発許可」を
取得済みでも、**工事に未着手**の場合
- ④「農地・森林での盛土・切土」「土石の堆積」の**工事に未着手**のもの

※盛土規制法の許可が必要な工事が含まれる場合

R7.4.1 以降に盛土規制法の許可を得る必要があります！

①②④は、許可申請前に周辺住民への周知（開発調整条例）が必要になります。

※本市では、盛土規制法の周知を開発調整条例の手続きにより行うこととする予定です。
※盛土規制法の概要（許可対象となる盛土・切土・土石の堆積、許可の基準、許可手続きの流れ等）は、
国が作成したパンフレットをご覧ください。
※盛土規制法の許可がない場合も、令和7年4月1日時点で盛土・切土・土石の堆積に
関する工事を行っている場合は、同法の届出が必要な場合があります。